

可児市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

可 児 市

目 次

第 1 章 計画の基本方針	
1. 計画改定の趣旨	2
2. 計画の対象とする感染症	3
3. 新型コロナウイルス感染症対応の経験	4
4. 目指すべき姿	9
5. 対策の基本的考え方	10
6. 対策推進のための役割分担	11
7. 感染症危機における有事のシナリオ	14
8. 対策項目	16
9. 実効性確保	17
10. 市対策本部の組織体制	18
11. 対策実施上の留意点	20
第 2 章 対策の考え方及び取組み	
1. 実施体制	23
2. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	27
3. まん延防止	33
4. ワクチン	36
5. 医療	41
6. 市民生活及び社会経済活動の安定確保	44
【資料編】	
可児市新型インフルエンザ等対策本部条例	52
可児市感染症等予防対策本部設置要綱	53
用語解説	54

第 1 章 計画の基本方針

1. 計画策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

可児市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、特措法第8条第1項の規定により、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき、平成26年11月に策定した。その後、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症対策の実施にあたり、当該ウイルスの特性を踏まえた内容となるよう変更し、国、県、市、医療機関、事業者、市民のそれぞれが対策の基本的な方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくために必要な事項を定め、令和2年11月に改定した。

今回の改定は、令和5年5月に5類感染症に変更されるまでの3年半に渡る新型コロナウイルス対応での知見・経験や課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的に行うものである。

2. 計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

○新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

○指定感染症

当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの（感染症法第6条第8項）

○新感染症

全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの（感染症法第6条第9項）

3. 新型コロナウイルス感染症対応の経緯

○第1波：令和2年2月下旬～5月中旬

市立小中学校の臨時休校、公共施設の閉鎖、市主催イベントの中止等、感染拡大防止に向けた対応を実施した。こまめな換気や3密の回避など、コロナ禍での生活の行動指針が示され、感染拡大防止につながる啓発を積極的に行った。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
1/16	（国内初の感染者を確認）	
2/1	（国が新型コロナを感染症法の指定感染症に指定）	
2/26	（国が特措法に基づく対策本部を設置、県内初の感染者を確認）	
2/27	市感染症等予防対策本部設置 （県が特措法に基づく対策本部を設置）	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催のイベント等を原則中止（～3/15） ・咳エチケット、消毒液の配置、職員マスク着用
2/28		<ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校の休校決定（3/2～26） ・キッズクラブの開設決定（3/2～）
3/2	市予防対策本部本部員会議①	・感染防止対策の徹底
3/3		・B&Gトレーニングルーム休館（3/3～15）
3/4		・老人福祉センター3館を休館（3/5～15）
3/11		・市主催のイベント等を原則中止、B&Gトレーニングルーム、老人福祉センター休館を延長
3/13	市予防対策本部本部員会議②	・関係団体に対して現状調査、要望事項調査
3/22	市内初の感染者確認	
3/23	市予防対策本部本部員会議③	<ul style="list-style-type: none"> ・市民へ3密の回避等の注意喚起 ・市内感染者の状況報告等
3/24	市予防対策本部本部員会議④	<ul style="list-style-type: none"> ・市公共施設の貸館部分、児童センター、絆る～む等の閉鎖（3/25～4/7） ・市デイサービスセンター3館を休止（3/25～4/7）
3/26	市予防対策本部本部員会議⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・市内感染者の状況 ・市役所機能維持のため事業継続計画の見直し
3/27	市予防対策本部本部員会議⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・市公共施設閉鎖（庁舎・連絡所除く）（3/28～4/7） ・自治会へ感染拡大予防チラシの回覧
4/1	市予防対策本部本部員会議⑦	・市主催の事業・イベント等の中止・延期

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
4/2	市予防対策本部本部員会議⑧	
4/7	市対策本部本部員会議① （国が緊急事態宣言を発出）	・市立小中学校休校（～4/19）
4/10	市対策本部本部員会議② （県独自の非常事態宣言を発出）	・市立小中学校休校延長（～5/6） ・市立保育園・幼稚園、キッズクラブ、くれよん休園（4/13～5/6）
4/17	市対策本部本部員会議③	・休業要請及び協力金の制度周知
4/24	市対策本部本部員会議④	・市公共施設の休館・閉鎖の延長（～5/31） ・市立小中学校の臨時休校延長（～5/31） ・市立保育園・幼稚園、キッズクラブ、くれよん休園延長（～5/31）
5/5	市対策本部本部員会議⑤	・大河ドラマ館の休館（～5/31） ・大型遊具の使用中止
5/15	市対策本部本部員会議⑥ （県が「コロナ社会を生き抜く行動指針」策定）	
5/25	市対策本部本部員会議⑦	・公共施設運営・市主催事業実施基本指針の策定

○第2波：令和2年5月中旬～10月上旬

県が感染症対策の基本理念、感染症対策の基本となる事項を定めた「岐阜県感染症対策基本条例」を全国で初めて制定・施行した。学校再開、GoTo キャンペーン等、社会経済活動が再開する中、人流拡大に起因し感染が拡大した。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
7/9	（岐阜県感染症対策基本条例施行）	
7/31	市予防対策本部本部員会議⑨ （県独自の非常事態宣言を発出）	・市立小中学校等における対応方針確認 ・各部所管団体への啓発 ・事業者への対策実施を啓発
8/4	市予防対策本部本部員会議⑩	
8/5	市予防対策本部本部員会議⑪	・市公共施設の市外利用者等の利用自粛要請
8/7	市予防対策本部本部員会議⑫	
8/11		・公園のBBQ施設中止（8/12～）
9/1	市予防対策本部本部員会議⑬	

○第3波：令和2年10月上旬～令和3年3月上旬

年末年始の人流拡大により、職場や学校、家庭内等において感染が広がったほか、医療機関、福祉施設等では大規模クラスターが発生した。これに伴い酒類の

提供を行う飲食店等への時短や初詣の自粛等が要請された。また、ワクチン接種体制の整備を進め、先行して医療従事者に対する接種が開始された。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
12/13		・市公共施設新規利用申請の中止(12/15～1/11)
12/15	市予防対策本部本部員会議⑭	
12/16		・時短要請協力依頼個別訪問
1/8	市対策本部本部員会議⑧ （国が緊急事態宣言を発出）	
1/9	市対策本部本部員会議⑨ （県独自の非常事態宣言を発出）	
1/12		・市公共施設閉館時間繰り上げ(20時)、使用申請受付中止の延長
1/14	（国が緊急事態措置区域に指定 ～2/28）	・接待を伴う飲食店へ時短要請
1/26		・接待を伴う飲食店へ個別訪問（～2/2）
2/4	市対策本部本部員会議⑩	・市公共施設の使用申請受付中止、閉館時間繰り上げの延長（～3/7）
2/8		・外国籍市民世帯への注意喚起文書送付
2/10		・外国籍市民の多く集まる教会、ジム、店舗等に訪問啓発
2/15		・人材派遣会社へ予防的PCR検査実施依頼 ・人材派遣事業者へ訪問、注意喚起
2/27	市対策本部本部員会議⑪	
3/2		・接待伴う飲食店の予防的PCR検査実施（3/2～16）
3/5	市対策本部本部員会議⑫	

○第4波：令和3年3月上旬～7月上旬

感染力の強いアルファ株に置き換わりながら感染が拡大し、医療負荷が増大した。7月末までの2回接種完了を目標に高齢者へのワクチン接種を開始した。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
4/23	市予防対策本部本部員会議⑮ （県独自の非常事態宣言を発出）	・飲食店時短要請（4/26～5/11） ・市公共施設20時閉館（4/26～）、受付中止（4/24～） ・市主催事業の中止・自粛
5/7	市対策本部本部員会議⑬ （国がまん延防止等重点措置区域の指定（5/9～6/20））	・飲食店時短要請（5/9～31） ・公園等のバーベキュー禁止 ・市公共施設20時閉館、新規予約受付中止（～5/31）
5/25	市対策本部本部員会議⑭	・外国籍市民への啓発チラシによる啓発
6/8		・外国籍市民感染拡大防止会議
6/9	市対策本部本部員会議⑮	・外国籍の保育園・幼稚園保護者に啓発チラシを配付
6/16		・人材派遣会社との感染拡大防止会議
6/18	市対策本部本部員会議⑯	・飲食店時短要請（6/21～7/4） ・市公共施設閉館時間の繰り上げ延長（～7/4）

○第5波：令和3年7月上旬～12月下旬

感染力が強く若年者も重症化しやすいデルタ株による感染の急拡大により、感染者数は第4波の2倍に上り、医療負荷の増大に伴い初の自宅療養者が発生した。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
8/2		・人材派遣事業者へ感染防止対策啓発
8/16	市対策本部本部員会議⑰	・飲食店時短要請（8/17～31） ・市公共施設の閉館時間を20時に繰り上げ（8/17～31）
8/20	市対策本部本部員会議⑱ （国がまん延防止等重点措置区域の指定（8/20～26））	・飲食店時短要請（8/20～9/12） ・市主催事業等の延期及び中止 ・市公共施設新規利用中止
8/25	市対策本部本部員会議⑲ （国が緊急事態宣言発出（8/27～9/30））	・市公共施設休館（8/27～9/12） ・市立保育園・幼稚園、キッズクラブの自粛要請
8/26	（県内の新規感染者数が、第5波最大の384人を記録）	
9/9		・市公共施設休館延長（9/13～30）
9/28	市対策本部本部員会議⑳	・飲食店時短要請（10/1～14） ・市公共施設使用再開（10/1～）
11/30	市予防対策本部本部員会議㉑	

○第6波：令和3年12月下旬～令和4年6月下旬

重症化リスクは比較的低いが感染力が極めて強いオミクロン株への置き換わりが進み、感染が爆発的に拡大した。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
12/21	（県が市内宿泊施設を宿泊療養施設として運用開始）	
1/17	（県独自の非常事態宣言を発出）	・市主催事業の中止・延期 ・市立保育園・幼稚園保護者に啓発チラシを配布
1/18	市予防対策本部本部員会議⑪	・事業継続計画見直し
1/19	（国がまん延防止等重点措置区域の指定（1/19～3/21））	
1/22		・飲食店時短要請
2/15	（県内の新規感染者数が、第6波最大の1,234人を記録）	
3/3		・市公共施設閉館時間の繰り上げ終了（3/7～） ・市主催事業、イベントの再開（3/7～）

○第7波：令和4年6月下旬～10月上旬

第6波をはるかに凌ぐ感染拡大による自宅療養者の増加に伴い、高齢者のみの世帯に対して自宅療養者支援（安否確認及び食事支援）を実施した。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
8/7	市予防対策本部本部員会議⑫	・自宅療養者支援（8/16～9/25）
8/23	（県内の新規感染者数が、第7波最大の5,116人を記録）	
9/27	（全数届出の見直し（発生届の対象範囲を限定））	

○第8波：令和4年10月上旬～令和5年5月8日

5月8日に2類相当感染症から5類感染症に変更され、これまでの行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応に移行していくこととなった。

日付	市（予防）対策本部の動向 （国・県の動向など）	市の決定事項・対応内容等
5/1	市予防対策本部本部員会議⑬	
5/8	（感染症法上2類相当から5類へ）	・市公共施設・主催事業基本指針廃止

4. 目指すべき姿

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

今回の市行動計画の改定では、こうした状況を念頭に置きつつ、3年半に渡る新型コロナウイルス対応における知見や教訓を活かし、次の2点を主たる目標に据え、「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会」の実現を目指す。

目標1 感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

目標2 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

5. 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、市行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

市行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

その上で、科学的知見を踏まえ、各種対策を効果的に組み合わせ、全体のバランスを図るとともに、その時々状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの一連の対応の流れを確立する。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の性状、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や実行可能性、対策そのものが市民生活に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことだけでなく、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得ることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、行政（国、県、市）及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬が無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

6. 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

特措法第2条第5号に規定する指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県

県は、特措法及び感染症法、岐阜県感染症対策基本条例に基づく措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、感染症対策を総合的かつ計画的に実行し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結するほか、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結する等、医療提供体制や検査実施体制を構築し、また、保健所、宿泊療養等の対応能力についても計画的に準備を行う。感染症有事の際には、こうして構築した体制に迅速に移行し、感染症対策を実行する。

(3) 市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等*の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、事業継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行い、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

*感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

(5) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。新型インフルエンザ等対策を実施するにあたっては、県及び市町村と連携・協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期すよう努める。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

一般の事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、その事業の実施に関し、職場や自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止

について必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力することが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払い、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努める。

さらには、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国籍市民等に対する偏見・差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解に努める。

7. 感染症危機における有事のシナリオ

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、特に対応期については、以下のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う。

（1）準備期（発生前の段階）

医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発、市事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

（2）初動期（国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を収集し、関係者間で共有する。

また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（3）対応期（発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期）

病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、国内外における感染動向や過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し対策を検討する。

常に新しい情報を収集・分析の上、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止等の見直しを行う。

（4）対応期（感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性も考慮した上で、リスク評価を大まかに分類し、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

市は、県、事業者等と連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び社会経済活動の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも想定し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

(5) 対応期（その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）

科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

(6) 対応期（流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

最終的には、ワクチンの普及等による免疫の獲得、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

8. 対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目標である「感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護」及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の6項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び社会経済活動の安定の確保

9. 実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたって、対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを収集・分析し、活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要である。

新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

市行動計画は、訓練の実施等により得られた改善点や制度改正、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、市行動計画等に基づく取組みや新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組みについて、毎年度定期的なフォローアップを行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験を基に市行動計画等の見直しを行う。

10. 市対策本部の組織体制

(1) 感染症等予防対策本部の設置

市は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、可児市新型インフルエンザ等予防対策本部を設置する。

また、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合は、必要に応じて市予防対策本部を設置し、情報の共有や対応の検討を行う。

(2) 新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生し、国が緊急事態宣言をした場合、市は特措法に基づいて直ちに可児市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

(3) 市対策本部の組織

可児市新型インフルエンザ等対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員 (各部長等)	部長職にある者及び本部長が指名する者並びに可茂消防事務組合消防本部消防長又はその指名する消防吏員

*市対策本部の庶務はこども健康部健康増進課とする。

*各部等は所属する課を単位として体制を整え、各本部員の指示に基づき行動する。

(4) 各部局の任務分担

部	任務分担
市政企画部	1 職員の健康管理、感染予防に関すること。 2 事業継続計画の策定に関すること。 3 職員の派遣要請等に関すること。 4 新型インフルエンザ等対策に関する財政措置に関すること。 5 市民等に対する情報提供及び啓発に関すること。 6 報道機関との連絡調整に関すること。
総務部	1 庁舎、総合会館等所管する施設の感染予防及び拡大防止に関すること。 2 避難所におけるまん延防止対策に関すること。 3 可茂消防事務組合との連絡調整に関すること。
経済交流部	1 事業所等への感染拡大防止の啓発に関すること。 2 事業者等への財政上の支援に関すること。 3 観光施設等所管する施設における感染予防及び拡大防止に関すること。 4 電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整に関すること。

市民文化部	<ol style="list-style-type: none"> 1 各自治連合会との連絡調整に関する事。 2 外国籍市民等に対する啓発等に関する事。 3 文化・スポーツ関係行事の実施調整に関する事。 4 地区センター、図書館、運動公園、文化創造センターala等所管する施設における感染予防及び拡大防止に関する事。 5 火葬を所管する可茂衛生施設利用組合との連絡調整に関する事。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設等における感染拡大防止の啓発に関する事。 2 要援護者への支援に関する事。 3 老人福祉センター等所管する施設における感染予防及び拡大防止に関する事。
こども健康部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市予防対策本部及び市対策本部の設置・運営に関する事。 2 各部局間の連絡調整に関する事。 3 新型インフルエンザ等に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 4 市民等に対する情報提供及び啓発に関する事。 5 市民等からの相談等の対応に関する事。 6 医療従事者の感染拡大防止に関する事。 7 必要な医薬品、医療資機材等の確保に関する事。 8 臨時の予防接種（特定接種、住民接種）に関する事。 9 子育て健康プラザmano、保育園、幼稚園、児童センター、キッズクラブ等所管する施設における感染予防及び拡大防止に関する事。 10 国、県（保健所含む）等との連絡調整に関する事。 11 可児医師会、医療機関等との連絡調整に関する事。
建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園等所管する施設における感染拡大防止に関する事。 2 公共交通機関における感染拡大防止に関する事。
水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道の安定供給に関する事。
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒及び保護者に対する啓発等に関する事。 2 小中学校の臨時休業に関する事。 3 小中学校等所管する施設における感染予防及び拡大防止に関する事。
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員への情報提供と連絡調整に関する事。

11. 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画並びに事業継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施にあたり、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、第5条の規定により、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。なお、複数の災害がほぼ同時的に発生する場合や、ある災害からの復旧中に別の災害が発生する場合等、複合災害についてもその可能性を念頭に置き、それぞれの災害における対応について、あらかじめ確認しておく。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(5) SDGs 等、持続可能な地域づくりの理念を踏まえた計画の推進

行動計画は、2015年（平成27年）9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念とも一致するものであり、本計画の着実な実行を通して、持続可能な地域社会づくりに貢献していく。

[関連する主なゴール]



第2章 対策の考え方及び取組み

1. 実施体制

(1) 準備期

平時から拡張可能な組織体制の編成、人員の調整、縮小可能な業務の整理等、事業継続に向けた準備を進めるとともに、訓練や研修を通じた課題の発見とその改善、有事の対応に向けた練度の向上を図る。さらには、市行動計画の定期的なフォローアップを行いながら、状況の変化を捉え不断の見直しを行う。

1-1 協議・意思決定体制の整備

- 平時から市対策本部が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等その他の感染症への対策を推進するため、市長、副市長、教育長及び部長等で構成する市予防対策本部を設置する。(こども健康部)

1-2 業務執行体制の整備

- 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、事業継続計画を策定し、必要に応じて改定する。(全ての部局)
- DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進により、市民等は窓口に出向くことなく行政サービスが受けられる環境を、職員はテレワーク等自宅において勤務が可能な環境を構築する。(全ての部局)

1-3 行動計画の策定・見直し等

- 県行動計画を踏まえ、市行動計画を策定し必要に応じ見直しを行う。(こども健康部)
- 市行動計画の見直しに当たり、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者から意見聴取する。(こども健康部)

1-4 関係機関等との連携の強化

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(こども健康部)

1-5 訓練・研修の実施

- 市及び医療機関は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(こども健康部)
- 市及び医療機関は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や職員等の養成等を行う。(こども健康部)

1. 実施体制

(2) 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、世界的な危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、国内外で感染の疑いを把握した場合には関係機関との情報共有や対策の検討・準備を進める。

2-1 協議・意思決定体制の確保

- 国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合には、必要に応じて市予防対策本部を設置し、情報の共有や対応の検討を行う。(こども健康部)
- 県が特措法に基づく対策本部に実施体制を移行した場合には、必要に応じて、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る準備を進める。
(こども健康部)

2-2 業務執行体制の確保

- 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事において維持すべき業務の継続を図るため、事業継続計画を実行し、市民への行政サービスの低下を最小限に抑える。
(全ての部局)
- 必要に応じて、準備期における想定を踏まえ、必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(市政企画部、こども健康部)

2-3 必要な予算の確保

- 必要に応じて、対策に要する経費について国や県の財政支援の活用のほか、所要の準備を行う。(市政企画部、こども健康部)

(3) 対応期

特措法に基づく市対策本部を設置してから、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、複数の感染拡大の波や対応の長期化も想定されることから、市における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

そこで、感染症危機の状況や市民の生活及び経済の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を強化、又は見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異、ワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

また、国が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針を決定した後も、市民の生命及び健康を保護し、暮らしの安定を確保するため、必要に応じて体制を維持する。

3-1 協議・意思決定体制の拡大・見直し

- 緊急事態が宣言された場合は、市行動計画に基づき、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。なお、緊急事態が解除宣言されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する（特措法第37条の規定により読み替えて準用する（特措法第25条））。（こども健康部）

3-2 業務執行体制の拡大・見直し

- 部内外から応援職員を招集し、感染症対策や医療提供体制の整備を担うこども健康部の業務執行体制を強化する。（市政企画部、こども健康部）
- 初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事において維持すべき業務の継続を図るため、事業継続計画を実行し、市民への行政サービスの低下を最小限に抑える。（全ての部局）
- 新型インフルエンザ等対策に携わる職員のほか、心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。また、応援職員の派遣元の所属に対しても、業務の実施状況や職員の負担等を随時把握する等、必要なフォローを行う。（市政企画部、こども健康部）

3-3 総合調整

- 県が行う新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に対して、必要があれば意見の申出を行う（特措法第24条第2項）。（こども健康部）
- 特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する（特措法第36条第2項）。（こども健康部）
- 特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を国が行うよう要請する（特措法第36条第3項）。（こども健康部）

1. 実施体制

3-4 職員等の派遣・応援要請への対応

- 特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2項の2）を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に応援を要請する（特措法第26条の6）。（こども健康部）
- 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する（特措法第26条の2）。（市政企画部、こども健康部）
- 特定新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を要請する（特措法第26条の3第2項、第26条の4）。（市政企画部、こども健康部）

3-5 必要な財政上の措置

- 国や県からの財政支援を有効に活用するなど、必要な対策を実施する。（市政企画部、こども健康部）

3-6 振り返り・対応等の整理

- 新型インフルエンザ等対策を振り返り、得られた知見や課題、次なる感染症危機への対応等を整理し、記録する。（全ての部局）

2. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

(1) 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、行政、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるよう、リスク情報とその見方を共有することが重要である。

そのため、平時からの普及啓発に加え、可能な限り科学的根拠等に基づいた情報を適時適切に提供・共有し、市民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、市民等の意識・ニーズを把握する双方向のコミュニケーションについて、その内容や手段、把握した情報の活用方法等を整理しておく。

1-1 平時における情報提供・共有

- 感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。（こども健康部）

1-2 偏見・差別等への対応

- 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、また、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方等に対しても同様で、こうした偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（こども健康部）

1-3 偽・誤情報に関する啓発

- 感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、正確な情報を適時適切に提供・共有し、市による情報提供・共有が情報源として、市民等から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。（こども健康部）

2. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

1-4 有事における体制整備

- 新型インフルエンザ等が発生した際に、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国籍市民、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する内容や用いる媒体、方法について整理する。(こども健康部)

1-5 双方向コミュニケーションの体制整備

- 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。(こども健康部)
- 新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、相談窓口等の設置を準備する。(こども健康部)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

そのため、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について周知を徹底するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有することで市民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報の提供・共有を行う。
(市政企画部、こども健康部)
- 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国籍市民、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
(市政企画部、市民文化部、福祉部、こども健康部、教育委員会事務局)
- 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。
(こども健康部)

2-2 公表基準の明確化

- 国が示す新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえた上で、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、市民等のニーズを勘案し、市としての公表内容を決定する。
(こども健康部)

2-3 偏見・差別等への対応

- 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、こうした偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。
(こども健康部)

2. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

2-4 偽・誤情報への対応

- ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等による混乱を回避するため、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
(こども健康部)

2-5 双方向コミュニケーションの実施

- 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
(市政企画部、こども健康部)

(3) 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、初動期から引き続き、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有することで市民等の不安の解消等に努める。

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報の提供・共有を行う。
(市政企画部、こども健康部)
- 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国籍市民、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
(市政企画部、市民文化部、福祉部、こども健康部、教育委員会事務局)
- 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。
(こども健康部)

3-2 公表基準の見直し

- 初動期に決定した公表基準について、感染症の特徴等に応じて、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、市民のニーズを勘案し、必要な見直しを行う。
(こども健康部)

3-3 偏見・差別等への対応

- 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、こうした偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。
(こども健康部)
- 感染症に対する偏見・差別等を解消し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、障害特性等によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国籍市民等の人権が損なわれることが起こらないよう様々な

機会を通じて感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解のための普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応に努める。(こども健康部)

3-4 偽・誤情報への対応

- ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等による混乱を回避するため、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(こども健康部)

3-5 双方向コミュニケーションの実施

- 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(市政企画部、こども健康部)

3. まん延防止

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時にまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制することで、確保した医療提供体制における対応を可能とし、市民の生命と健康を保護する。そのため、平時から対策を適切かつ迅速に決定できるように、必要な指標やデータ等を整理しておく。

また、市民や事業者に対し、有事においてまん延防止対策への協力が得られるよう、平時からその意義や重要性について理解促進に取り組む。

1-1 平時における対策強化に向けた理解促進・準備

- 平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(こども健康部)

1-2 有事における対策強化に向けた理解促進・準備

- 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- 市は、県が実施するまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る市民や事業者におけるまん延防止対策への周知広報を支援する。

(こども健康部)

(こども健康部)

1-3 避難所におけるまん延防止対策

- 避難所の運営に必要な場所や資機材を確保するとともに、有事における体制や対応を確認する。

(総務部、福祉部、こども健康部)

3. まん延防止

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策を適切かつ迅速に講じられるよう準備を進める。

2-1 まん延防止対策の準備

○市内におけるまん延に備え、事業継続計画に基づく対応の準備を行う。

(全ての部局)

2-2 県が実施するまん延防止対策への協力

○県が実施する総合的な対策（感染症の特徴に応じた県民・事業者への行動変容の呼び掛け、県内全域又はまん延が懸念される地域でのイベントの開催制限や県有施設の取扱い、医療提供体制の強化、経済・雇用対策等）について、市民等に周知する。

(こども健康部)

2-3 避難所におけるまん延防止対策

○災害発生時の避難所において、可見市避難所運営マニュアル指針に基づき避難者の密集を避ける対策を行う。

(総務部、福祉部、こども健康部)

(3) 対応期

市は、県が特措法に基づいて実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置による自粛や休業要請等措置への協力に加え、市民の生活・社会経済活動への影響を最小化するための対策を講じる。

3-1 まん延防止対策の実施

- 市民、事業所、学校、社会福祉施設、その他公共施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、発熱等の風邪症状が見られる従事者への出勤免除や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等と呼び掛ける。

（経済交流部、市民文化部、福祉部、こども健康部、教育委員会事務局）

- 不要不急の外出自粛、三密（密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まり）を避ける行動を市民に周知する。（こども健康部）
- 市公共施設の利用指針及び市主催行事における基本指針を定め、感染防止対策を徹底する。

（総務部、経済交流部、市民文化部、福祉部、こども健康部、教育委員会事務局）

- 関係機関と協力し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、院内・施設内感染対策を徹底するよう周知する。（福祉部、こども健康部）

- 学校・保育施設等においては、学校関係者等の感染者情報について県と情報共有する。また、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）も含め適正な措置を行う。保育施設等においても厚生労働省の通知に基づき、臨時休園等の取扱いを徹底する。（こども健康部、教育委員会事務局）

- 特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、県が行う以下の措置に対して協力する。

（総務部、経済交流部、市民文化部、福祉部、こども健康部、教育委員会事務局）

- ・特措法第45条第1項に基づき、市民に対して行う外出自粛要請や基本的な感染対策の徹底の要請
- ・特措法第45条第2項に基づき、学校・保育施設等に対して行う施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請
- ・特措法第24条第9項に基づき、上記以外の施設に対して行う職場も含めた感染対策の徹底の要請
- ・特措法第45条第2項に基づき、多数の者が利用する施設に対して行う施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請

3-2 避難所におけるまん延防止対策

- 災害発生時の避難所において、可見市避難所運営マニュアル指針に基づき避難者の密集を避ける対策を行う。（総務部、福祉部、こども健康部）

4. ワクチン

4. ワクチン

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生に備え、県、可児医師会、医療機関、卸売販売業者等と連携し、ワクチンの円滑な流通と接種を実現するため、必要な体制の確保に向けた準備を進める。

また、平時からワクチンの意義や制度の仕組みのほか、科学的根拠に基づく安全性・有効性に関する情報を発信し、ワクチンに対する市民の正しい理解を促進する。

1-1 接種に必要な資材の準備

- 平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(こども健康部)

1-2 流通に係る体制の整備

- ワクチンを供給するにあたっては、随時ワクチンメーカー、配送事業者の動向を把握する。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、関係団体、医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(こども健康部)

1-3 特定接種の体制整備

- 特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う特定接種は、原則として集団的な接種により接種を実施することを想定し、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(こども健康部)

1-4 住民接種の体制整備

- 国、県等と連携し、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(こども健康部)
- 速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルや技術的な支援を活用しつつ、可児医師会等の医療関係者と協力し、接種の優先順位、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(こども健康部)
- 円滑な接種の実施のため、市外の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。(こども健康部)

1-5 医療関係者及び庁内他部局との連携

- 予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び庁内他部局との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。(こども健康部)

1-6 訓練の実施

- 可児医師会等の医療関係者と連携し、特定接種及び住民接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(こども健康部)

1-7 ワクチンに対する理解促進

- 予防接種の意義や制度の仕組み等についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民の正しい理解を促す。(こども健康部)

4. ワクチン

(2) 初動期

ワクチンの供給量や接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき、県、可児医師会、医療機関等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。

具体的には、接種に要する人員、会場、資機材等を確保するとともに、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者に対し、必要な協力の要請を検討する。

2-1 接種体制の構築

○特定接種又は住民接種の実施を見据え、準備期の計画に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を進める。(こども健康部)

2-2 住民からの相談対応の準備

○国、県の準備状況を確認しつつ、必要に応じて、住民からの相談に対応するための体制について検討する。(こども健康部)

(3) 対応期

可児医師会、医療機関等と協議の上、ワクチンの接種方針を決定し、初動期に確保した接種体制により、ワクチン接種を実施する。この際、実際の供給量や医療従事者等の確保状況等を踏まえ、随時、接種方針の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンの有効性や安全性に加え、副反応や健康被害等の情報を市民に分かりやすく伝えるとともに、副反応等への相談・診療体制の確保、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

3-1 接種体制の確保

- 初動期に整備した接種体制に基づき接種を進め、流行株が変異し、追加接種の必要がある場合は、混乱なく円滑に接種を実施できるよう医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(こども健康部)

3-2 地方公務員に対する特定接種の実施

- 国、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。(こども健康部)

3-3 住民接種の実施

- 予防接種体制の確保
 - 新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を確保する。(こども健康部)
- 接種に関する情報提供・共有
 - 接種体制が確保でき次第、予約受付体制を構築し、接種対象者に予約の方法、接種会場等を周知する。(こども健康部)
- 接種体制の拡充
 - 感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部や可児医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。(福祉部、こども健康部)
- 住民からの相談への対応
 - 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(こども健康部)
- 接種記録の管理
 - 地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、マイナポータル等準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(こども健康部)

4. ワクチン

3-4 情報提供・共有

- 市民の正しい理解を促すため、予防接種の意義や制度の仕組み等についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチン接種のスケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にホームページやSNS等を通じて情報提供・共有する。(こども健康部)
- 実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(こども健康部)

3-5 健康被害・副反応への対応

- 厚生労働省が公開するワクチンの副反応疑い報告等を随時確認し、副反応の実態を確認する。(こども健康部)
- 県が確保する副反応や健康被害への相談・診療が可能な専門的な医療機関等の情報を市民に周知する等、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。(こども健康部)
- 予防接種の実施により健康被害を訴える者に対して、速やかに救済を受けられるように、制度を周知するとともに、申請書の円滑な受理に努める。(こども健康部)
- 健康被害に関する手続き等が円滑に行われるよう、予防接種健康被害調査委員会を開催する。(こども健康部)

5. 医療

(1) 準備期

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、医療人材や病床等、地域の医療資源に限界があることを踏まえつつ、平時から医療機関、医療従事者等を交えた訓練や研修を通じて、有事における地域の医療提供体制の確保、各医療機関の役割の明確化、関係機関間の連携強化を図る。

1-1 医療体制整備への協力

- 初動期・対応期に備え、保健所・可児医師会・近隣市町村等と連携を図りながら医療体制の整備に協力する。 (こども健康部)

5. 医療

(2) 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

地域の医療提供体制の確保状況の把握、感染症に関する知見の収集を行うとともに、県の医療体制の整備構築に協力する。

2-1 情報収集・共有

○国、県等から新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報が示された際はこれを把握し、可児医師会や医療機関と情報の共有に努める。

(こども健康部)

2-2 医療体制整備への協力

○県が臨時の医療施設で医療を提供する必要性を予測し、協議がある場合、その体制整備に協力する。

(こども健康部)

○新型インフルエンザ等と診断された者の濃厚接触者への対応（外出自粛、健康観察の実施等）などの措置に協力する。

(こども健康部)

○県が臨時の医療施設で医療を提供することとした場合、その体制整備に協力する。

(こども健康部)

(3) 対応期

新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、患者に必要な医療を提供する必要がある。

地域の医療提供体制の確保状況の把握、感染症に関する知見の収集を行うとともに、県の医療体制の整備構築に協力する。

3-1 情報収集・共有

○国、県等から新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報が示され、可児医師会や医療機関に提供された場合は、これを把握し情報共有に努める。

(こども健康部)

3-2 医療体制整備への協力

○県が一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うこととした場合、これを周知する。

(こども健康部)

○患者増加時において、軽症者がホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組みを県が講じる際、その体制整備に協力する。

(こども健康部)

○県から在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応の支援要請があった場合、協力する。

(こども健康部)

○抗インフルエンザウイルス薬が不足し、医療機関や医薬品卸売業者間の融通が困難になった場合には、国・県備蓄分の配分を要請する。

(こども健康部)

○県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、必要な医療提供体制を確保する。

(こども健康部)

6. 市民生活及び社会経済活動の安定確保

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。そのため、市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するとともに、市民生活及び社会経済活動の安定確保・影響の最小化のために必要となる支援について、その手続きや仕組みを構築する。その際、DXを推進し、正確、迅速かつ効率的に処理できる方法を検討しておく。

また、事業者に対し、テレワークや時差出勤といった柔軟な勤務形態の導入を勧奨する等、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関等との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(こども健康部)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

- 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを速やかに整備する。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国籍市民等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(市政企画部、こども健康部)

1-3 事業継続に向けた助言

- 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組みが勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。(経済交流部、こども健康部)

1-4 物資及び資材の備蓄

- 市行動計画又は事業継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資、食料品、生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定により物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(総務部、こども健康部)
- 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等

の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(こども健康部)

1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

- 新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(福祉部、こども健康部)

1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(市民文化部、こども健康部)

6. 市民生活及び社会経済活動の安定確保

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に対し、事業継続や感染対策等の準備等と呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、経済、観光、教育等の関係者との意見交換を通じ、各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討し、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に向けた必要な準備を講じる。

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

○公共交通や市民生活に密接に関わる指定地方公共機関等（電気、ガス、ごみ収集等）に対し、業務継続に向けた取組みを行うよう要請する。

（経済交流部、市民文化部、こども健康部）

○新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

（経済交流部、こども健康部）

○必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

（経済交流部、こども健康部）

2-2 生活関連物資等の安定供給

○市民に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資）の購入に当たり、消費者としての適切な行動と呼び掛ける。また、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛けを行う。

（経済交流部、こども健康部）

2-3 遺体の火葬・安置

○火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民文化部、こども健康部）

(3) 対応期

準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組みを実行に移す。また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、市民及び事業者に対し、必要な支援を行う。その際、経済、観光、教育等の関係者との意見交換を通じ、各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討する。

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

○心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（福祉部、こども健康部、教育委員会事務局）

○生活支援を要する者への支援

高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（福祉部、こども健康部）

○教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。（こども健康部、教育委員会事務局）

3-2 生活関連物資等の価格の安定等

○市民生活及び社会経済活動安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係機関等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（経済交流部、こども健康部）

○生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（経済交流部、こども健康部）

○生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（経済交流部、こども健康部）

○新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる（特措法第59条）。

（経済交流部、こども健康部）

6. 市民生活及び社会経済活動の安定確保

3-3 埋葬・火葬の特例等

- 必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させるよう、可茂衛生施設利用組合に要請する。
(市民文化部、こども健康部)
- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、必要に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。
(市民文化部、こども健康部)

3-4 事業継続に向けた要請

- 公共交通や市民生活に密接に関わる指定地方公共機関等（電気、ガス、ごみ収集等）に対し、業務継続に向けた取組みを行うよう要請する。
(経済交流部、市民文化部、こども健康部)
- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。
(経済交流部、こども健康部)
- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等をするよう要請する。
(経済交流部、こども健康部)

3-5 事業者に対する支援

- 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる（特措法第63条の2）。なお、当該措置を講ずる場合においては、不正防止の必要性に留意しながらも、DXの活用や添付書類の削減等、事業者の利便性の向上及び迅速な対応に努める。
(経済交流部、こども健康部)

3-6 各種支援や措置の周知・広報

- 各種支援や措置に関する情報について、様々な媒体や機会を活用し、市民等に向けて周知を行う。その際、県、関係団体等の各種支援や措置も併せて、一体的に広報していくことを検討する。
(市政企画部、こども健康部)

【各部局の主な役割分担】

対策	時期	番号	内容	市政 企画部	総務部	経済 交流部	市民 文化部	福祉部	こども 健康部	建設部	水道部	教育委員 会事務局	議会 事務局	
実施体制	準備期	1-1	協議・意思決定体制の整備						○					
		1-2	業務執行体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		1-3	行動計画の策定・見直し等							○				
		1-4	関係機関等との連携の強化							○				
		1-5	訓練・研修の実施							○				
	初動期	2-1	協議・意思決定体制の確保							○				
		2-2	業務執行体制の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2-3	必要な予算の確保	○						○				
	対応期	3-1	協議・意思決定体制の拡大・見直し							○				
		3-2	業務執行体制の拡大・見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3-3	総合調整							○				
		3-4	職員等の派遣・応援要請への対応	○						○				
		3-5	必要な財政上の措置	○						○				
		3-6	振り返り・対応等の整理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	情報提供・共有・リスクコミュニケーション	準備期	1-1	平時における情報提供・共有						○				
			1-2	偏見・差別等への対応						○				
			1-3	偽・誤情報に関する啓発							○			
			1-4	有事における体制整備							○			
1-5			双方向コミュニケーションの体制整備							○				
初動期		2-1	迅速かつ一体的な情報提供・共有	○						○				
		2-2	公表基準の明確化							○				
		2-3	偏見・差別等への対応							○				
		2-4	偽・誤情報への対応							○				
		2-5	双方向コミュニケーションの実施	○						○				
対応期		3-1	迅速かつ一体的な情報提供・共有	○						○				
		3-2	公表基準の見直し							○				
		3-3	偏見・差別等への対応							○				
		3-4	偽・誤情報への対応							○				
		3-5	双方向コミュニケーションの実施	○						○				
まん延防止	準備期	1-1	平時における対策強化に向けた理解促進・準備						○					
		1-2	有事における対策強化に向けた理解促進・準備						○					
		1-3	避難所におけるまん延防止対策		○			○	○					
	初動期	2-1	まん延防止対策の準備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2-2	県が実施するまん延防止対策への協力							○				
	対応期	2-3	避難所におけるまん延防止対策		○			○	○					
		3-1	県が実施するまん延防止対策への協力		○	○	○	○	○				○	
3-2	避難所におけるまん延防止対策		○			○	○							
ワクチン	準備期	1-1	接種に必要な資材の準備						○					
		1-2	流通に係る体制の準備						○					
		1-3	特定接種の体制準備						○					
		1-4	住民接種の体制準備						○					
		1-5	医療関係者及び庁内他部局との連携						○					
		1-6	訓練の実施						○					
		1-7	ワクチンに対する理解促進						○					
	初動期	2-1	接種体制の構築						○					
		2-2	住民からの相談対応の準備						○					
	対応期	3-1	接種体制の確保						○					
		3-2	市職員に対する特定接種の実施						○					
		3-3	住民接種の実施					○	○					
		3-4	情報提供・共有						○					
		3-5	健康被害・副反応への対応						○					

対策	時期	番号	内容	市政 企画部	総務部	経済 交流部	市民 文化部	福祉部	子ども 健康部	建設部	水道部	教育委員 会事務局	議会 事務局	
医療	準備期	1-1	医療体制整備への協力						○					
		2-1	情報収集・共有						○					
	初動期	2-2	医療体制整備への協力						○					
		3-1	情報収集・共有						○					
	対応期	3-2	医療体制整備への協力						○					
市民生活 及び 社会経済 活動 の安定確保	準備期	1-1	情報共有体制の整備						○					
		1-2	支援の実施に係る仕組みの整備	○					○					
		1-3	事業継続に向けた助言			○			○					
		1-4	物資及び資材の備蓄		○				○					
		1-5	生活支援を要する者への支援等の準備					○	○					
		1-6	火葬能力等の把握、火葬体制の準備				○		○					
	初動期	2-1	事業継続に向けた準備等の要請			○	○		○					
		2-2	生活関連物資等の安定供給			○			○					
		2-3	遺体の火葬・安置				○		○					
	対応期	3-1	市民生活の安定の確保を対象とした対応						○	○			○	
		3-2	生活関連物資等の価格の安定等			○			○					
		3-3	埋葬・火葬の特例等				○		○					
		3-4	事業継続に向けた要請			○	○		○					
		3-5	事業者に対する支援			○			○					
		3-6	各種支援や措置の周知・広報	○					○					

資料編

○可児市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 6 月 27 日
条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、可児市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 前 3 項に定める者のほか、対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○可児市感染症等予防対策本部設置要綱

平成 15 年 3 月 25 日

訓令甲第 24 号

(設置)

第 1 条 感染症等の予防及び被害の拡大の防止に対処するため、可児市感染症等対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次の事務を行う。

- (1) 感染症等の予防対策に関すること。
- (2) 感染症等に係る連絡調整に関すること。
- (3) 感染症等に係る広報に関すること。
- (4) 感染症等に係る情報収集に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、部長職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する者がその職務を代理する。

(本部員会議等)

第 5 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、本部員会議において必要と認められるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

3 情報の収集及び対策等の協議をするため、本部員及びその関係課長のうち本部長が指名する者による対策会議を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、こども健康部健康増進課において行う。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この訓令は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

2 可児市「病原性大腸菌 0-157」対策本部設置要綱（平成 8 年可児市訓令甲第 26 号）は、廃止する。

【用語解説】

◆**新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）**

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的とする。

◆**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）**

感染性が強く生命及び健康に重大な影響を与える感染症を指定し、その予防とまん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした法律。感染症を感染力や症状の重篤性により、1 類感染症から 5 類感染症に分類し、さらに新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症について定めている。

◆**新型インフルエンザ等**

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

◆**新感染症**

感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

◆**鳥インフルエンザ**

ヒトのものとは異なるウイルスによって発症する鳥のインフルエンザで多数の亜型がある。特に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。H5N1 亜型鳥インフルエンザウイルスは、鳥類では東南アジアを中心に、中東・ヨーロッパ・アフリカの一部地域などで感染が確認され、ヒトでの症例はアジア、中東、アフリカを中心に報告されている。また、平成 25 年に中国において鳥インフルエンザ A(H7N9) ウイルスの人への感染が報告されている。

◆緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

◆緊急事態措置

特措法第 32 条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置をいう。生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛等や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間や区域において実施するもの。

◆パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

◆パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

◆プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

◆抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

◆特定接種

特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

○医療の提供業務又は国民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けている者のうち、これらの業務に従事する者

○新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

◆住民接種

緊急事態措置が行われている場合については、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を実施する。緊急事態措置が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び経済に及ぼす長期的な影響を考慮して、国が決定する。

○医学的ハイリスク者

- ・呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

○小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

○成人・若年者

○高齢者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者）

◆PCR(Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAをその複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

◆感染症指定医療機関

感染症法に規定する感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する医療施設。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

◆帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

◆帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

◆サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

◆指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

◆指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

◆登録事業者

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供や国民生活・経済の安定に寄与する業務を継続的に行う事業者として、国に登録された事業者。登録事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、発生時には円滑な業務遂行に努めることが求められる。

可児市新型インフルエンザ等対策行動計画

可児市こども健康部健康増進課

〒509-0209

岐阜県可児市下恵土一丁目 100 番地

電話：0574-62-1111 FAX：0574-63-7070